

第1回中海自然再生協議会（設立総会）

2007年6月30日 15時～17時20分 鳥取県西部総合事務所

参加者：委員42名、オブザーバー2名、傍聴者33名、報道関係者6名

欠席者：委員17名

「議事要旨」および「協議会の概要」

【資料】

- ・ 協議会委員名簿および出欠
- ・ 中海自然再生協議会設立までの経緯（当日配付資料）
- ・ 中海自然再生協議会規約（2007年6月30日施行）
- ・ 中海自然再生協議会運営細則（2007年6月30日施行）

議事要旨および協議会の概要の作成について

本設立総会で認められたように、本協議会においては協議会全体の記録については録音資料として残し、所定の場所で公開することとした。「議事要旨」および「協議会の概要」については、事務局の責任で作成、委員に配布して確認した後に、記録としてホームページに掲載するという方式をとることとした。

「議事要旨」

- ・ 中海自然再生協議会第1回協議会（設立総会）を2007年6月30日（土）に鳥取県西部総合事務所で行った。別記の公募委員，専門委員および行政・公共団体委員が出席した。
- ・ 協議会委員について2007年4月16日～5月15日で公募を行った結果，団体・法人3，個人36の応募があり，また，専門委員については自然再生センターから9名が推薦された過程について設立準備会事務局を務めた自然再生センター相崎守弘事務局長から報告があり，これらの方々を協議会委員とすることを参加者全員で認め，中海自然再生協議会を成立させた。ついで，協議会事務局を務めることになった相崎委員から会長・会長代理の選出について諮ったところ，立候補者はなかったことから，準備会から会長に高安克己委員（島根大学副学長），会長代理に船越元熙委員（自然再生センター副理事長）が推薦され，承認された。
- ・ 事務局の相崎委員から，あらかじめ配付されていた規約案および運営細則案についての説明があり，会長の司会のもとで審議を行った。この結果，一部の加筆・修正を行い，規約および運営細則が決定された。
- ・ 規約案および運営細則案については，個人会員と法人会員の種別，合意形成のあり方，

対象とする区域の限定、部会についての考え方などについての質疑・討論があり、規約案および運営細則案を一部修正して承認した。

- ・ 部会については3つの地域部会と3つの専門部会が承認され、世話人を決定し、次の協議会までに具体的な活動内容案を提出してもらい、検討することになった。
- ・ 協議会はおおよそ2ヶ月ごとのペースで行うことを申し合わせ、今回は8月25日に開催することを決定した。なお、協議会の活動として勉強会や現地見学会を協議会としてのみならず自然再生センターなどと共催するなどして、積極的にとりくむことになった。主催、共催などについては会長と事務局で相談し、適宜判断して行うこととした。
- ・ 事務局から議事録の作成について、全議事の内容を録音記録から復元して掲載するのは多大の労力を要し、経費もかかることから、全録音記録を代わりとして保存し、公開すること、また、議事要旨とともに協議会の審議の概要を文章化して公開する、という方式を取りたいとの提案があり、了承された。また、協議会のホームページを早急に開設し、これらを掲載し、公開することとした。
- ・ 国土交通省出雲河川事務所の土江清司副所長から閉会の挨拶があった。

「協議会の概要」

★平成19年6月30日（土）15時～17時、鳥取県西部総合事務所で開催された。参加者は委員 名および傍聴者 名であった。なお、これに先立って伊達善夫氏（島根大学名誉教授）による記念講演「宍道湖・中海干拓淡水化事業をふりかえって」（13～15時）が行われた（講演内容については別に掲載）。

★ 第1回協議会（設立総会）は、会長・会長代理を選出するまでは、事務局を担当してきたNPO法人自然再生センター事務局長の相崎守弘が司会を担当した。

1. 自然再生センター徳岡隆夫理事長の開会挨拶

このような会を設立できるに至ったことを慶んでいます。最初に設立準備会のことについてお話しします。最初は私たち自然再生センターが準備会を立ち上げるということについてよろしいでしょうかということをお聞きいただきましたが、とくに反対という声はありませんでしたので、これまでに5回の準備会をお世話してもらい、最後の第5回準備会で公募委員の募集を行い、今日に至ったというわけです。このなかで、私たちは協議会の事務局的な役割を果たす用意があるということを表明し、どこまでできるかはわからなかったのですが、やろうという決意を表明してきた次第です。つい最近、全国の19ある自然再生協議会の知り合いの方々がおられるところに呼びかけて、7つの自然再生協議会から参加をいただいて「全国自然再生協議会の集い」というのをこの米子で開催しました。これは大変実りの多い集いでしたが、さまざまな活動をお聞きするなかで、私たちも多少はやっつけかたという気持ちがありました。これまで全国で設立された19の自然再生協議会は、その多くは行政が主体となって設立されているようですが、ここで設立しようとしているのは、それらとは異なって、NPO法人、

市民、県、市、町および国のいくつかの行政機関が集まっていて、その中で私たちの NPO がかなりの役割を果たしたいといっているわけで、このような形はこれまでの協議会でいけばかなり珍しい形ではないかと思えます。これがどこまで成功するかはまったくわかりませんが、やはり協議会のあり方としては、このようなスタイルが望ましいのではないかといまは考えています。このことを申し上げて、これから新しいスタートラインにたってすべてをここで決めていただくということです。どうかそのつもりで、皆さんが自由な討論をしていただければと思います。最初に挨拶をさせていただき、ありがとうございました。

2. 鳥取県西部総合事務所上場重俊所長挨拶

中海自然再生協議会の設立総会が開催され、おめでとうございます。設立総会に至るまでのご尽力された皆様方に心から敬意を表します。また、この会議場に多数の島根県、島根大学の方々に来ていただいて光栄に思います。私は、この 3 月まで 2 年間、鳥取県庁で、中海の問題すべてを所轄する企画部長をしておりまして、4 月からこちらの西部総合事務所へ赴任しましたが、この総会に出席できて感慨深いものがあります。先ほどの伊達先生の講演にもありましたように、中海の問題は戦後の食料不足から始まったことです。現在は食料の 6 割を輸入にたより、飽食の時代となり、その結果、窒素やリンがすべからく川や海に流されている現実があります。中海の干拓淡水化の問題では当初から島根県と鳥取県の立場が異なっていて、そういった原点があったわけです。今日ここにいろいろな立場、職業の人々が集まっています。中海は二つの県にまたがっていて、行政の面で 4 市 1 町にわたっています。これは他の湖沼にない特徴をもっており、全国の他の自然再生協議会に比べて特筆すべきものだと思います。そうしますと、中心になっていただいた自然再生センターの方々、ここに集った私達が力を合わせていくことが、子々孫々のためにも大切な務めだと思います。2 年前に船越さんが、「中海未来 21」を立ち上げられ、相崎先生らと勉強会を立ち上げられ、後に自然再生センターにたどりつかれましたが、ゆっくりではありますが、着実に今日に至っています。先般、この県西部総合事務所 320 人いる職員のうち約半数で中海の問題に関し勉強会を開催しました。今後も私達も住民と一緒に中海を大事にしていきたいと思えます。どうかこの協議会が着実に進んでいくことを祈念して挨拶と致します。

3. 委員候補の選出過程と委員の紹介

司会（相崎）より協議会委員について 2007 年 4 月 16 日～5 月 15 日で公募を行った結果について別記のように報告された。応募は団体・法人 3、個人 36 で、計 39 名。また、専門委員については自然再生センターから 9 名が候補者として推薦された。専門委員としてはさらに設置が予定されている 3 つの地域部会（崎津、彦名・安倍、飯梨川）から各 1 名を候補者として加える（現時点で未定）ことが説明された。行政・公共団体委員としてはこれまでに別紙に示された 12 の機関から委員および担当者があったこと、および別紙に示された 2 つの機関からはオブザーバー参加の意向であることが報告された。

以上の候補者および機関については異議なく、初年度の協議会の構成が承認された。その後、各委員から簡単な自己紹介がなされた。なお、委員については HP で公開することになるが、個人名のみとするとの説明がなされた。

4. 中海自然再生協議会の設立に至るまでの経過報告

自然再生センターの相崎守弘事務局長より、資料（別紙）をもとに報告がなされた。平成14年に自然再生推進法が制定されたのがきっかけとなり、この法律に依拠して中海で、とりわけ汚れがひどい米子湾をなんとかできないかという考えから、2005年3月に「米子湾の自然再生に向けた勉強会」準備会の設立を相崎・船越が呼びかけ、同年4月から06年3月まで12回の勉強会が行われ、このなかで自然再生協議会の活動をサポートする受け皿として自然再生センターを06年4月に立ち上げ、2007年4月にNPO法人化した経緯が説明された。この過程で、中海・米子湾周辺地域を対象とした自然再生協議会設立準備会を関係する行政機関に呼びかけることとし、2006年8月から2007年2月までに4回の準備会を実施した。第4回準備会では名称を中海自然再生協議会設立準備会と変更し、規約案を作成した上で、委員の公募を2007年4月16日～5月16日として、広報活動を行うこととした。第5回準備会は07年5月19日（土）に行い、公募委員の募集状況や協議会での対象範囲、規約案の修正、設立総会を6月30日とすることを決め、関係行政機関・地方公共団体への参加要請を行うこととし、今日の設立総会に至った。なお、資料には掲載していないが、5月25日には米子において全国自然再生協議会の集いを自然再生センターがよびかけ、7つの自然再生協議会などからの参加を得て、全国的な交流を深めることができたことがあわせ報告された。

5. 会長、会長代理の選出

司会の相崎により会長と会長代理の選出を行うので参加者に立候補などを求めたが、なかったことから、第5回設立準備委員会で話が出ていたように、会長に高安克己さん（島根大学副学長）、会長代理に船越元熙さん（自然再生センター副理事長）が事務局より推薦され、異議なく了承された。（なお、両名の挨拶以降の司会は会長および会長代理による）。

6. 会長および会長代理の挨拶

高安克己会長

会長に選出されて、とても責任を感じています。さきほどの伊達先生のお話にもありましたように、中海の問題は私が生まれる以前から問題があったということで、私自身も大学の研究室時代には、中海のことに関わって研究をしてきましたが、いまから思いますと、先生の云われるように、国の公共事業は一度決めるとそれを中止することは出来ないという厳しい制約があったなかで、住民の方々がいろいろと心配され、こういう事業をやってはまずいということを自覚されて、全国でもまれな干拓淡水化事業の中止ということまでこぎつけたということです。それで、そのあとをどうするかということで、地元でもいろいろと考えてきたわけですが、いい方法が見つからないまま数年がすぎたっていったということです。たまたま自然再生法推進法という法律ができ、この法律の

もとで、地域の方、行政を含めて、皆が一緒になって中海の再生に取り組もうという機運が生まれたということだと思います。私も改めてこの法律を読み返してみましたが、非常によく出来た法律だと思います。この法律がこのとおり実行されれば日本の自然や生活も随分と変わって行くことになると思います。この法律の中では、一度決めて始めたことでも、具合の悪いことがでてくれば、やめるほうがよければやめるということがちゃんと書いてあります。それからどのような自然が地域にとって必要なのか、それは行政が決めるのではなく、地域の住民が話し合っただけで決めるのだということが書いてあります。皆が同じ立場で円卓を囲んで会議を行い、どういう自然を子々孫々に伝えていくかについて住民参加で考え、プランをつくっていくのだと書いてあります。このような法律は世界にもあまりない例がないと思います。他にも自然再生協議会はありますが、とくにこの中海自然再生協議会は、住民主体で始まったもので、他にはない自然再生の取り組み方だと思います。これが成功すれば、日本のなかでも、あるいは世界のなかでも非常に重要な例になると思っています。決してこれまでの住民運動の延長でもなく、また国がこれまで考えてきた公共事業の考え方とは違って、まったく新しいものを作っていくもので、住民および国の責任は重いと思います。とくにこの会議に参加されている委員の方々の責任は非常に重たいものがあります。そういうなかで会長をお引き受けすることになり、大学で副学長をやるよりももっと責任が重いことをいまひしひしと感じています。時間をかけてゆっくりと進めていくこと、目標をきちんと定め、その定めた目標を皆さんと共有するというを前提として、是非いいものにしていきたいと思っています。皆さんのご協力をお願いする次第です。

船越元熙会長代理

会長が言われましたように、時間がかかっても成果を出して行きたいと思っています。成果ができるということは環境がよくなるということですが、それだけではなく、この地域で、住民、県、市、町および国の行政機関、大学が、中海の自然の再生のためにある方向をだして、それに向かって一緒になってなにかをやっていくということがおおきなアウトプットではないかと思っています。そういう意味で、円卓会議というのは時間がかかって、まどろっこしいところがあるかもしれませんが、頑張っていきたいと思っています。皆様にもどうかおつきあいをよろしく申し上げます。

7. 議事

高安会長の司会の下で議事を進行した。配布された規約案および運営細則案について自然再生センター事務局長の相崎から説明された。提案された案は、これまでに成立している18の自然再生協議会の規則とほとんど変わらない内容であるとの紹介があった後に、逐条ごとに説明された。審議の結果、一部を修正した上で、規約および運営細則が承認された(別途掲載)。

主な質疑の内容は以下のとおりである。

★(協議会の構成メンバーについて) 第6条の協議会の構成について配布された委員名簿

では自然再生センターのメンバーは個人として加入しているが、設立準備会で協議会の呼びかけを行った経緯を踏まえれば法人としても委員に加わるのが良いのではないかと指摘があり、再生センターとしてはとくに異存があるわけではないとの説明があり、NPO 法人再生センターを代表して徳岡理事長が委員として加わることにした。

★（規約中にある「合意により」、「合意を得て」などの意味について）具体的な再生計画については意見がぶつかることも考えられるが、その場合、合意とは何かについて考えておく必要があるのではないかと提起に対して、協議会は議決機関ではないので、多数決で決定していくようなことはなく、他の自然再生協議会でもそのようにされていること、いろいろと意見を述べ合い、また会長がいろいろな場を作って意見交換を行う中で、会長が全体の雰囲気として合意が得られたと判断された場合に、合意に至ったとする考え方であるとのべられた。多数決で決を採るという方法は取らないという考え方が強調された。会長からも、やはり時間をかけても皆さんが納得する形で進めたいこと、もし決めことに疑義があれば、十分に理解をして時間をかけてやっていったほうが良いこと、さらに、もしどうしても決めなければならないことが起こるとすれば、その決め方について議論してもらいたいとの意見が示された。提案者からも、委員の方がいろいろ意見を出し合い、十分に議論をつくして合意にもっていくことが大切だとの意見が表明された。さらに、会長から、自然再生推進法は憲法のようなものであり、自然再生の基本方針が書かれていること、これに沿って我々のやっていることも妥当かどうかということが判断基準になるとの考え方が述べられた。

★（第3条の対象区域について）対象区域を中海とし、当面の対象としていくつかの区域があげられているが、対象区域が広がればその度に第3条を変えていくことになるのかとの質問があり、事務局から「第3条の対象区域については、霞ヶ浦の例でいうと、非常に限られた地域で協議会作っている。この協議会は、これまでの設立の経緯があり、これまで、特に米子湾地域を対象としてという形で合意してやってきている。また、部会についても後で審議してもらおうことになるが、具体的にどのような地域をどのようにしたいかという具体的な要望を持って行動をしている団体があり、そのようなところを優先する意味でこのような内容になっている。ただこの場で、他の地域についても、具体的にこのような形で動いていくという団体の意思表示があれば、いまの段階で直して置いたほうが良いと考える。」と補足説明がなされた。この後、いくつかの意見が出され、それらを踏まえて議長から以下のようにまとめられ、拍手で変更が承認された。『第3条第1項は、協議会で検討する自然再生の対象区域は中海全域とする。2項は、当面の事業対象区域として中海の弓浜半島沿いの湖岸と沖合い、米子湾、および安来市から東出雲町にかけての湖岸と沖合いおよびこれらの水域に影響を及ぼす陸域と水域とする。第3項 右の対象区域については本協議会の議を経て追加、改定することができる。』

★（第9条の解任の具体的ケースについて）議長から「第9条第2項に例が示されているが、自然再生推進法では、非常に細かく、さまざまな例が書かれていて、協議会の運

営に著しく支障をきたす場合と認められた場合などであり、これで分かるのではないかと説明があり、了解された。

★（第12条2の委員およびオブザーバーは部会に所属することができる、および運営細則第2条の各部会について）部会への加入は任意に所属できるのか、細則で3つの地域部会と3つの専門部会が決められているが、これらの内容、追加などの扱いについての質問・意見が出された。事務局から、部会については部会のメンバーで決めることになり、協議会に参加していない人でも入ることができる、また、委員の場合は意思表示すれば、入れるという考え方（ただし、委員が部会に属さなければならないということではない）であるとの説明がなされた。また、細則については、地域部会の範囲や専門部会の取り扱う分野について、さまざまな意見が出されたが、細則についてはそれぞれの部会において検討され、修正・加筆があればそれらを協議会に提案してもらえばよいという説明がなされ、部会についての運営細則の表現は原文のまま合意された。

★（部会の世話人について）事務局原案が示され、以下のように承認された。なお、以下のメンバーは部会長ということではなく、部会を確立するための世話人として承認されたものである。

彦名・安倍地域部会	船越元熙
崎津地域部会	渡部敏樹・谷野彬成
飯梨川流域部会	木村好勝・武田 研
データベース専門部会	相崎守弘（および鳥取県・島根県・国土交通省に選出依頼）
全体構想検討専門部会	徳岡隆夫・増田広利・国井秀伸
水環境専門部会	中尾 繁・清家 泰・山口啓子

★（次回以降の開催予定などについて）事務局より、次回協議会8月25日（土）13時、鳥取県西部総合事務所で開催することとした。

★いろいろな情報の共有については、協議会のみでは十分にできないので、認識を深めるため勉強会や現地見学会を協議会とは別に開催すること、これらについては、協議会が開催するのみではなく、自然再生センター等と共催もしくは便乗するなど、さまざまな形でやっていくということで了解された。ついで、議長（会長）から、「自然再生推進法にも謳ってありますが、後継者の養成とか地域の子供達への教育が、とても大事であり、積極的に取り組むことになっているので、これらにも配慮していただき、企画の中に盛り込んでもらいたい」との要請があり、承認された。

★飯梨川一斉生物調査（7月29日開催）について木村委員からの紹介があった。

★協議会の公開等について事務局から以下のような方式をとりたいとの説明があり、了承された。これからすみやかにホームページを立ち上げ、設立協議会で決定されたことなどについて公開する。議事録は、他の協議会の例をみると、発言内容すべてについてテープ起こしをして、ホームページに掲載している例があるが、このような作業は大変であるの

で、この協議会においては議事要約案を事務局で作成し、参加委員の承認を得た後に公開、あわせて全録音記録を議事録に代わるものとしてホームページに残すという方式をとりたい。

高安議長のとめ

先ほど提案があった今後の勉強会などについてですが、主催や共催する場合について、どこで決めるかですが、いちいちこの協議会に諮って決めるのは現実的には無理なので、原則として委員から提案があった場合には、会長と事務局の判断で、共催等を決めさせていただきたいと思います。また、それぞれの部会などで頑張っているいろいろな催しものを独自に、どんどんやってもらいたいと思います。これで用意した議題はすべて終了しました。15分ほど超過しました。ご協力ありがとうございました。(拍手)

8. 閉会挨拶（国土交通省出雲河川事務所土江清司副所長）

中海自然再生協議会の設立総会で最初から熱い議論がなされましたが、次回からの協議会も楽しみです。中海自然再生協議会は、高安会長、船越会長代理のもとに、今日から動き出すわけですが、これまで中海の再生にはいろいろな人が水質や生物について、さまざまなアプローチをされてきましたが、中海に対する思い、良くして行こうという願いは一つだと思います。今後この協議会のもとで、皆様が集われて、連絡調整あるいはこのような熱い議論をして、よりよい中海を作っていければと考えています。宣伝ですが、出雲河川事務所と日野川河川事務所とで米子市役所前の加茂町ビル内に中海・日野川情報広場を開設しています。中海に関する情報についても公開しています。今後、内容を充実させて情報提供の場にしていきたいと思いますので、ぜひお寄りください。これまで、この協議会の設立準備に関わってこられた自然再生センターをはじめとする方々、本当にご苦労さまでした。この場を借りてお礼を申し上げます。

なお終了後、18時より米子コンベンションホール内のルポルトで交流会が行われた。

(以上)